

01-003

病児保育施設利用に関する保護者アンケート調査

園田 美奈¹、森 浩輝²、園田 正樹³

¹大分大学 医学部

²東京女子医科大学大学院医学系研究科先端生命専攻 先端工科学

³東京大学大学院医学系研究科

【目的】

病児保育室の利用にあたり障壁となっている要因を明らかにすること。

【方法】

子育て中の女性300名に対してインターネットを利用してアンケート調査を行なった。施設認知の過程、利用前後でのユーザー体験の変化について検討した。内容は年齢、既婚/未婚、共働き/シングル、病児保育認知(知らない/知っているが利用したことがない/利用したことがある)、利用しない理由(手続き/二次感染の懸念/使い方の認知 等)、病児保育のイメージ(親しみやすさ/信頼感/利用しやすさ/清潔さ 等)を調査した。アンケート回収は匿名で実施した。

【結果】

対象女性の年齢は36.6±5.9歳で既婚89.0%、未婚(離れないし死別)11.0%。89.3%が共働き世帯であった。病児保育室利用経験があるのは35名(11.7%)であった。病児保育室利用したことがない保護者のうち施設の利用を知らないか答えたのは55(20.8%)であり、知っているが利用したことがないが210(79.2%)であった。病児保育室を知っているが利用したことがない210名のうち、利用しない理由として最も多かった(41.9%)のは利用手続きの煩雑さであった。手続きの煩雑さまたは利用の仕方がわからないことを理由とする51.9%に上った。22.9%が二次感染を懸念していると答えた。実際に病児保育室を利用したことがある35名のうち病児保育室利用前後で、施設に対してのイメージは清潔さ(2.9→22.9%)、信頼感(25.7→42.9%)等の点で向上が見られた。二次感染の懸念に関しては利用前14.3%から利用後8.6%に低下した。

【考察】

子育て世代の大半は病児保育室の利用経験がなかった。認知不足、利用手続きの煩雑さ、二次感染の懸念が利用をしない主たる要因であった。実際に利用した保護者からは、好意的な評価基準において改善が見られた。二次感染の懸念を理由に利用しない保護者もいたが、実際に利用した保護者からは清潔感の点でイメージの改善があり、二次感染に関する懸念は低下していた。したがって、病児保育の認知不足の課題解決、利用手続きの煩雑さの改善、二次感染リスクが実際には低いことやそのための取り組みを知らせること、これらが今後病児保育施設を十分に利用していただくために必要であると考えられた。

【結論】

病児保育室利用経験のある保護者からの満足度は高い。しかし、認知と実際の利用にあたっての手続きの点で課題があり今後この点を改善していくことが利用率を向上するために必要である。

01-004

病児保育プラットフォーム事業 (ICT化・ネットワーク化) とその課題

園田 正樹

東京大学大学院博士課程 生殖・発達・加齢医学専攻

【目的】

病児保育プラットフォーム事業により広域利用が実現する形と課題の検討

【方法】

利用者、施設側の医師、保育士に質的調査を行い、現状の病児保育業務における課題を抽出し、ICT化&ネットワーク化により課題解決できないか、現場と議論を行った。

【結果】

利用者は「登録が面倒」「電話予約が不便」「空室かわからない」、施設側は「利用率が低い」「当日キャンセルが多い」「予約業務の負担が大きい」「赤字経営」などの課題を持っていた。スマートフォンやパソコンを用いたクラウド型予約システムにより、施設と利用者のマッチングを適切に行い、隔離対応疾患の適切配置、キャンセル率の低下による利用率向上を構想として提案した。ヒアリングにより、常に空室の「見える化」、リアルタイムに予約確定する仕組みを希望する声が大きかった。さらに、病児保育事業が非常にキャンセル率が高いことを考慮し、前日予約時に自宅近くの第1希望の施設がたとえ満室であっても利用当日キャンセルの可能性のある病児保育特有の状況を踏まえて、優先順位をつけて予約が可能なシステムを考案した。医師連絡票(診断名)や症状の情報を活用し、システムが部屋割を行うため、当日のスタッフの予約、キャンセル対応、部屋割業務は不要となる。ただし、本仕組みの導入の障壁が2つ考えられた。「広域利用の壁」「市区町村の補助金の壁」である。「広域利用の壁」については、本事業は1つの施設だけで利用されるよりも同一市区町村内の複数の施設で利用されることで、価値が高まる。さらに、市区町村を越えて広域利用されることで、価値の最大化がなされる。しかし、市区町村が異なると、事前登録票・利用申込票、医師連絡票などが異なる。クラウド上で市区町村を超えた利用を目指す場合には、それらの統一が必要となり、都道府県レベルでの意思決定が必要となる。「市区町村の補助金の壁」である。厚労省の補助金は必ず支払われる「基本分」と利用人数に応じた「加算分」で計算される。しかし、実際に施設に支払われる委託料は、市区町村と施設がどのような契約を結ぶかによって規定される。特に、東日本では利用人数によらず、定額支払いで契約されている場合も多い。その場合には、利用人数が増える本システムへ導入する施設側のインセンティブが減弱してしまう。

【考察】

課題を乗り越え、本プラットフォームが現実化させるように活動を行なっていく。